

## 袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第64号

(趣旨)

第1条 市長は、袖ヶ浦市協働事業提案制度実施要綱（平成24年告示第150号。以下「実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、採択した協働事業を実施する市民活動団体等に対し、協働事業に要する経費について、その一部を予算の範囲内において、袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱第10条第1項又は第5項の規定により採択された協働事業とし、補助金の交付の対象となる団体は、採択された協働事業を実施する市民活動団体等とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、協働事業の実施に要する経費のうち、市長が必要と認めたものとする。

2 補助金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、実施要綱第10条第1項の規定により採択された協働事業は、全額これを補助する。

3 前項に規定する補助金の額の限度の額は、実施要綱第4条第1項第1号に該当する事業にあつては50万円とし、実施要綱第4条第1項第2号に該当する事業にあつては市長が別に定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体等は、袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる

書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業実施計画書（実施要綱様式第2号）
- (2) 協働事業収支予算書（実施要綱様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額の決定をし、袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請をした市民活動団体等に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 協働事業の内容を変更し、又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 協働事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 当該協働事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を協働事業完了後5年間保管すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

（状況報告等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市民活動団体等から協働事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

（変更承認申請）

第9条 市民活動団体等は、申請内容を変更するとき、又は補助金に係る事業を中止するとき、速やかに袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、袖ヶ浦市協働事業提

案制度採択事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により当該市民活動団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第11条に規定する実績報告は、実施要綱第15条第1項に規定する袖ヶ浦市協働事業実績報告書の提出をもって、これをなしたものとみなす。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により市民活動団体等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた市民活動団体等が、補助金の交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の特例）

第13条 市民活動団体等は、概算払又は前金払による交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市協働事業提案制度採択事業補助金（概算払・前金払）請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、市民活動団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 第7条の規定による条件又は指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場

合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を市民活動団体等に命じることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式 略